

## Q3 信用金庫年金に個人番号を提出することはありますか？

A3

当基金では年金・一時金の源泉徴収事務において個人番号を取り扱います。個人番号の収集方法は次のとおりです。

①当基金の加入員だった方が年金の請求を行う場合や在職中に老齢厚生年金の受給権を取得した方が年金請求を行う場合、個人番号は根拠法令に基づいて、企業年金連合会を通じて地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得しています。なお、J-LISから個人番号が取得できない場合は、当基金から直接ご本人宛に確認のためのご連絡をさせていただきます。

②加入員の方が退職一時金又は選択一時金を選択する場合、「年金・一時金裁定・改定請求書」の退職所得申告書に個人番号を記入し、ご提出いただきます。

※取得した個人番号は、税務署に提出する法定調書等に記載することを目的としており、それ以外の目的には使用いたしません。また、法令に基づき厳重に管理・保管しています。

### 個人番号収集の流れ

